

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県水道用水供給事業に係る技術上の監督を要する水道の布設工事等を定める条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第十六号）（水道企画課）

一 趣旨

水道法施行令等の一部改正を踏まえ、水道用水供給事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を改正するものである。

二 内容

- (一) 布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件に専門職大学の項目を追加
- (二) 技術士法に定める第二次試験の選択科目の統合

三 施行期日

平成三十一年四月一日